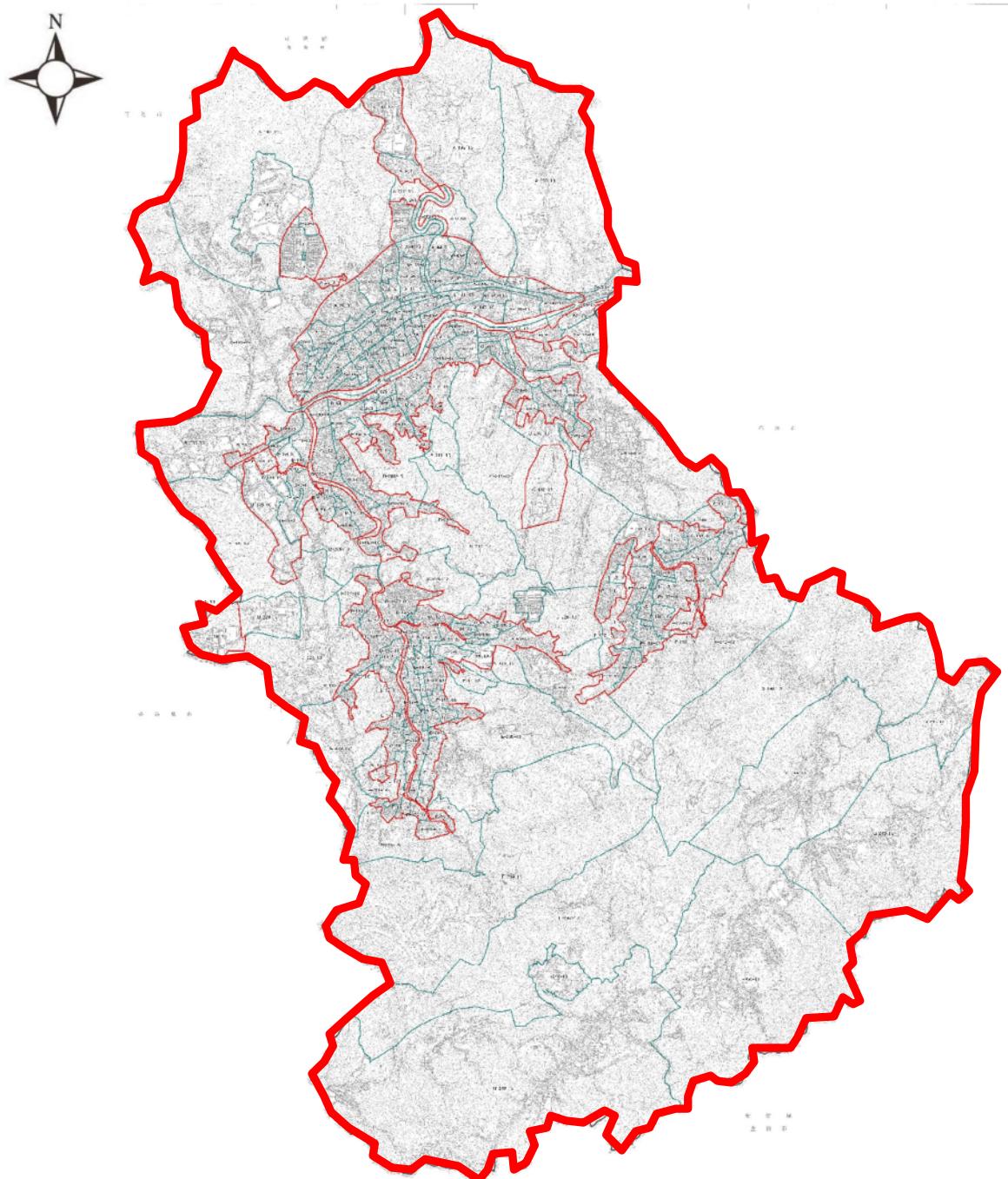


第2章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

土岐市においては、市域全体が都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があります。景観形成についても同様であり、自然と都市の魅力を高めていくことによって、良好な景観が全市的に形成されていくものであることから、土岐市の行政区域全域 (116.16km^2) を景観計画区域とします。

景観計画区域図



2. 景観計画協働地区

地域住民に親しまれ、市内外に土岐市の魅力を発信できる、土岐市の特徴ある景観を有する地区を景観計画協働地区に位置づけるものとします。

景観計画協働地区は、地域の住民や既存の活動団体と市との協働により、地区の特徴に応じた景観形成を図るために、具体的な計画を検討していくものであり、ここでは、次の7地区を候補地としています。詳細な区域界、景観形成の方針、行為の制限については、地域と協議を行い、理解を得ながら進めていくものとします。

・土岐市駅周辺地区

中心市街地として、“人が集い、にぎわう空間”、“土岐市の個性を表す空間”を創出

・土岐プラズマ・リサーチパーク周辺地区

クリエイティブな地区として、“新しい玄関口としての顔”を創出

・窯元集積集落地区（定林寺、下石、駄知）

地域の誇りを保全する地区として、“地場産業を感じる空間”を創出

・土岐川河畔地区

都市の中の貴重な親水空間として、“市民に親しまれる潤い空間”を創出

・妻木歴史文化地区

歴史文化を保存・活用していく地域として、“まちの魅力を高める歴史的空間”を創出

注.本書資料編参照

景観計画協働地区（候補地）位置図

